

登米市空き家情報バンクのご案内

○登米市空き家情報バンクについて

「登米市空き家情報バンク」は、登米市内の空き家を有効に活用することで、移住・定住の促進を図り、地域の活性化に資することを目的に実施している空き家情報登録制度です。

○手続きの流れについて

≪ 空き家を貸したい方、売りたい方 ≫

- ①空き家の登録を希望される方は、「登米市空き家情報バンク登録申込書」に必要事項を記入の上、登録を希望する空き家及びその敷地の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）、本人であることが確認できる書類（運転免許証等）を添えて、登米市まちづくり推進部まちづくり推進課ふるさと定住係にご提出ください。
- ②市の担当者が、物件の現地確認、写真撮影等を行いますので立会いをお願いします。
- ③登米市空き家登録台帳に物件情報を登録（老朽化が著しい等、物件の状態によっては登録できない場合があります。）するとともに、物件の概要を市のホームページや窓口で公開します。
- ④空き家利用希望者から内見の申込みがあった場合は、立会いをお願いします。

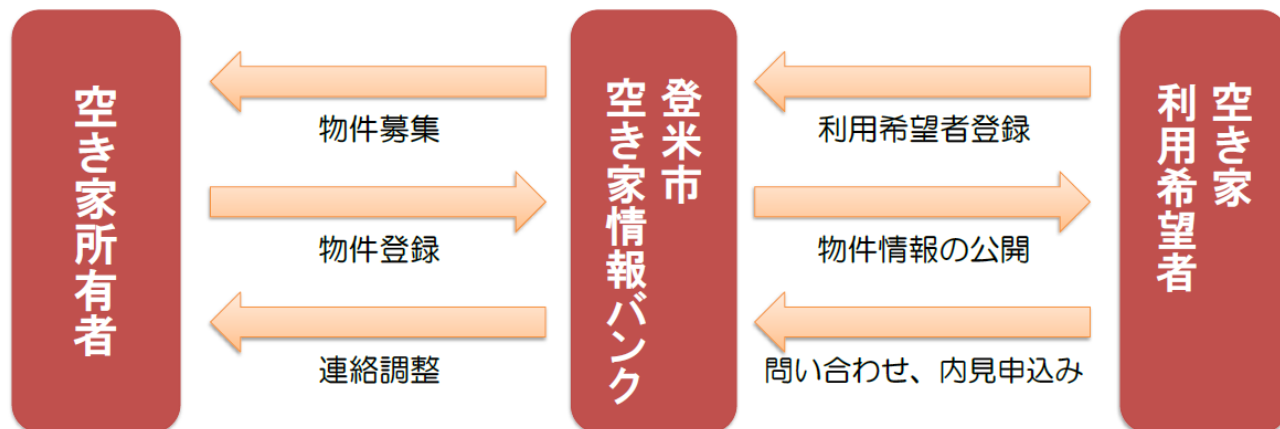
≪ 空き家を借りたい方、買いたい方 ≫

- ①市のホームページや窓口で、登録物件の概要情報が閲覧できます。
- ②詳細情報の提供を希望される方は、「登米市空き家バンク利用希望者登録申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入の上、本人であることが確認できる書類（運転免許証等）を添えて、登米市まちづくり推進部まちづくり推進課ふるさと定住係にご提出ください。
- ③内容を確認の上、登米市空き家バンク利用希望者登録台帳に登録します。
- ④登録物件の内見を希望する場合は、登米市まちづくり推進部まちづくり推進課ふるさと定住係までご連絡ください。市から空き家所有者に連絡をし、日程等を調整します。

○交渉・契約について

空き家利用希望者と空き家所有者との交渉・契約については、市は関与しませんので、当事者間で行っていただくか、宅地建物取引業者に依頼してください。
（宅地建物取引業者へ依頼した場合、成約後に所定の媒介報酬を支払う必要があります。）

登米市空き家情報バンク フロー図



問い合わせ先

登米市まちづくり推進部 まちづくり推進課 ふるさと定住係

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-23-7331 FAX：0220-22-9164

メールアドレス：tome-life@city.tome.miyagi.jp